

2019年8月10日

長崎県民の皆さまへ

「石木ダム・強制収用を許さない県民ネットワーク」参加の呼びかけ

長崎県と佐世保市は、私たちの税金 538 億円を投じて「石木ダム」を建設しようとしています。地元住民がこの計画を知ったのは 1962 年。それから 57 年の歳月が経ちましたが、未だダムは造られていません。

しかし、今年 5 月 21 日、長崎県収用委員会は、建設予定地とする土地をすべて、9～11 月までに残らず明け渡すよう命じる裁決を、そこで暮らす 13 世帯の人々に対して下しました。

これに従わなければ、人々が代々受け継いできた土地は「強制収用」されてしまいます。そのため的手段として、暮らしの土台である家も、生活に必要なすべての物も、そして人間も、実力で排除する「行政代執行」も可能になってしまいます。起業者である長崎県と佐世保市がそれを請求すれば、**中村法道知事の判断によって**は、実施に向けた手続きが開始されることとなります。

長崎県は、1972 年に自ら主導して地元総代と交わした覚書で、住民の同意を得なければ建設に着手しないと約束しました。その約束は破られ続け、今日も、ダム本体の建設に向けて付替え道路工事が進められています。こうばる地区の 13 世帯、およそ 60 名の人々は、ふるさとを水没させるダムの建設には、同意していません。にもかかわらず、あと数か月の間に、祖先から受け継いだ土地を失くすだけでなく、これまで長い時間をかけて培ってきた暮らしそのものをも奪われてしまうかもしれません。

【日本国憲法 第十一条】

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

「強制収用」は、社会活動の基本である財産権を否定し、基本的人権を侵す行為です。

その「強制収用」を許すことは、私たち自身が、自らの手で、自らの憲法を無力化することに等しいのではないのでしょうか。前例をひとつつくれば、子どもたち、孫たち、ひ孫たちの時代にも、同じことが引き起こされるかもしれません。取り返しのつかない失敗をしてしまう前に、私たち長崎県民は、みんなで手をつなぐべきではないのでしょうか。

「石木ダム・強制収用を許さない県民ネットワーク」に、ぜひご参加ください。県民そろって、中村法道知事に対し、強制収用のための行政代執行を行わず、石木ダム建設事業を見直すようはたらきかけましょう。参加いただける方は、別紙の参加申込書をお送りください。年会費は 1000 円です。

「石木ダム・強制収用を許さない県民ネットワーク」入会のご案内

★申込書送付先・問合せ先★

石木ダム・強制収用を許さない県民ネットワーク 事務局

電話：080-3999-9928 FAX：020-4668-3744 メール：ishiki.network@gmail.com

★年会費（1000円）振込先★

ゆうちょ銀行 〈記号〉17600 〈番号〉26289621

〈口座名義〉石木ダム・強制収用を許さない県民ネットワーク

※他金融機関からの振り込みの場合

ゆうちょ銀行 〈店名〉七六八 〈預金種目〉普通 〈口座番号〉2628962

〈口座名義〉石木ダム・強制収用を許さない県民ネットワーク

※恐れ入りますが、振込手数料のご負担をお願い申し上げます。

※活動資金のカンパも併せてお願いできれば幸いです。

★専用フォーム（<https://bit.ly/2XqtJsw>）から申し込むことも出来ます。



-----✂-----✂-----✂ キリトリ線 -----✂-----✂-----✂

入会申込書

以下の必要事項を FAX またはメールにてお送りください。

後日、県民集会やイベントの開催案内等の情報をお送りします。

フリガナ			
氏名			
住所	〒		
電話番号			
メールアドレス			
氏名・団体名 公開の可否（※）	公開可	非公開	年会費 払込済／未払

※長崎県等への各種申し入れ、意見広告作成、WebでのPRなども計画しています。

氏名の掲載をご承諾いただける方は「公開可」に○をつけてください。